

評議員・役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至泉会(以下「当法人」という)定款第九条及び、第二四条に基づき評議員・役員(以下「評議員等」)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員等には、その勤務形態に応じ、別表1に定める額を支給する。

- (1) 常勤の理事長 月額報酬
- (2) 非常勤の理事長 日額報酬
- (3) 非常勤の理事長を除く役員 日額報酬
- (4) 非常勤の評議員 日額報酬

2 当法人の職員で役員を兼務している者には報酬は、支給しない。ただし、非常勤の理事長が施設長等を兼務している場合は、給与は支給せず、非常勤の理事長としての報酬を支払うものとする。

3 月額報酬については、就任及び退任、または欠勤の際には、日割り計算とする。

4 日額については、日額に出席日数を乗じた金額を支給する。ただし、同日に評議員選任・解任委員会等が開催された場合は、重複して支給しない。

5 通勤手当は、理事長のみ、給与規程に準じて支給する。

6 理事に対して、各年度の総額が 10,000,000 円を超えない範囲で支給する。

7 監事に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で支給する。

(報酬の支払い)

第3条 評議員等に対する報酬は、次の通り支給する。

- (1) 第2条第1項及び第2項の理事長に対する報酬は、毎月末締め、翌月25日に本人名義の口座に振り込みにより支払いをする。
- (2) 理事長以外の者に対する報酬は、毎月25日締め、月末までに、本人名義の口座に振り込みにより支払いをする。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき源泉徴収税額を控除して支給する。
- (4) 本人から申し出があつた役員賠償責任保険に加入する者に対する本人負担の保険料を控除して支給する。

(退職金)

第4条 退職金については、職員退職金規程に準じて、対象となる者に支給する。

但し、60歳の年度末までとする。

(退任慰労金)

第5条 慰労金は、評議員及び役員が退任した場合に支給する。

2 慰労金の金額は、50,000円とする。

(出張旅費)

第6条 評議員等が法人業務のため出張する場合は、出張・旅費規程に定める額を支給する。ただし、法人の職員を兼務する者は、職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年6月10日より施行する。

この規程は、令和6年11月1日より施行する。

この規程は、令和7年3月22日より施行する。

この規程は、令和8年6月13日から施行する。ただし、改正後の第2条2項の規定及び別表1は令和8年6月1日から適用する。

別表1 (報酬)

		支給額	職員と兼務の場合
常勤	理事長	月額 693,000 円	職員給与を支払う
非常勤	理事長	日額 33,000 円	職員給与は支給しない
非常勤	役員(理事長を除く)	日額 15,000 円	職員給与を支払う
非常勤	評議員	日額 15,000 円	